

## 役員報酬に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人紅葉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定にもとづき、理事、および、監事（以下、役員という。）の報酬に関する事項を定めるものとする。

### (適用)

第2条 この規則は、役員に適用する。

### (対象業務)

第3条 役員報酬の対象となる業務は、理事会等の機関会議への出席、および、人事労務、財務、運営等、法人の業務執行に関するものとする。

### (報酬)

第4条 法人の職員を兼務する役員を除き、役員に対して各年度の総額が500万円を超えない範囲で、以下の支給基準に従って報酬を支給することができる。

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1)3時間まで        | 3,000円  |
| 2)3時間を超えて6時間まで | 7,000円  |
| 3)6時間を超える時間    | 10,000円 |

### (報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払いは現金、または、銀行振込とする。

### (銀行振込にかかる報酬の計算期間と支給日)

- 第6条 報酬の計算期間は毎月1日から末日までとする。
2. 報酬は該当月分を翌月25日に支給する。
  3. 25日が銀行の非営業日の場合は、その前日に支給する。

### (出勤記録)

第7条 役員が第3条の業務を行う時は、勤務カードに業務内容等の必要事項を記録するものとする。

### (施行)

第8条 この規則は、2009年9月19日より施行する。

2013年4月1日 一部改訂

2017年4月1日 一部改訂

## 評議員の報酬に関する細則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人紅葉会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定にもとづき、評議員の報酬に関する事項を定めるものとする。

### (適用)

第2条 この規則は、評議員に適用する。

### (対象業務)

第3条 評議員の報酬の対象となる業務は、評議員会への出席、および、評議員の権能にかかる業務に関するものとする。

### (報酬)

第4条 報酬は以下のとおりとする。

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1)3時間まで        | 3,000円  |
| 2)3時間を超えて6時間まで | 7,000円  |
| 3)6時間を超える時間    | 10,000円 |

### (報酬の支払い方法)

第5条 報酬は現金で支払う。

### (施行)

第5条 この規則は、2017年4月1日より施行する。